

足利市立東山小学校 いじめ防止基本方針

26. 4. 1起

1 いじめに対する基本認識

本校では、すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識をもち、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて 学校組織をあげて取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織として、「児童指導委員会（いじめ対策委員会）：構成員は別途定める」を組織し、保護者、地域、関係諸機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、本校の特色である開校以来の「みんな仲良し」の心の育成をめざした「人権教育を基盤とした教育活動の着実な実践」を進め、「未然防止」を学校全体で取り組むものである。

いじめが疑われる状況を把握した場合には、早期の解決に向け組織的に対応する。特に、重大事態が発生した際には、市教委に報告するとともに、警察等関係機関に通報し、支援、援助を求めめる。

この基本方針に基づき、実践のための行動計画（東山小の教育児童指導計画等）を設け、教職員はその計画に従い基本方針の実践に努める。

2 組織的な対応に向けて

(1) 児童指導委員会（いじめ対策委員会）として、「いじめ未然防止・早期発見に関する委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に関する委員会（随時開催）」を組織し、教育活動全体を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる状況を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応する。

(2) いじめをはじめとする児童指導上の様々な問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、全職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上に努める。

3 いじめの未然防止に向けて

(1) 児童一人一人に豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

(2) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「わかる授業づくり」等の取り組みを充実させる。

(3) 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することのないよう人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。（チェックポイントの活用）

4 いじめの早期発見に向けて

(1) いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、気付きにくく、判断しにくい形で行われることを教職員一人一人が強く認識する。

(2) 児童の声に耳を傾け、行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さない。

(3) 日頃から児童との信頼関係を深めるとともに、保護者との情報共有、連携に努める。

(4) 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

5 いじめの早期解決に向けて

(1) いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき素早い対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決を目指す。

(2) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、徹底的に守り通す。

- (3) いじめの対応については、その場でその行為をやめさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的、継続的に対応する。
- (4) いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、学校組織として継続的に見守りをする。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として丁寧に説明責任を果たすとともに、学校と保護者が協力していじめの解決に向けて取り組む。
- (6) いじめを見ていた児童等に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめは許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- (7) いじめが解消した後も、関係児童、保護者に継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

6 重大事態への対応

- (1) 市教委へ報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な支援・援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教委と連携し、スクールカウンセラーや関係専門家の協力を得ながら、原則として本校「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織をあげて行う。
- (3) いじめ行為の事実関係を可能な限り全貌を明確にする。この際に、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法でその説明に努める。
- (5) 当該児童及び保護者の意向を十分に考慮したうえで、保護者説明会等により適時・適切に全保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。
- (7) 経過報告も含め、調査結果を学校の設置者（市教委）に報告する。